NOLYSA

Nolysa 憲章 — 第2版

推し量らずに、守る。

2026年10月11日起草、2026年11月16日改訂・Julien Voumard（Nolysa 創設者）

> 作業用の翻訳で、まだ校閲されていません。フランス語版のみが正文です：nolysa.ch/charte-nolysa.pdf

---

前文

避難所は意図を裁かない。身体を与える。

名前。 Nolysa は *asylon* を逆から読んだものである。古代ギリシアのアジールは、裁きから逃れられる不可侵の場所だった。Nolysa はその意味を反転させる。誰も法から逃さず、しかし一つの存在とその記憶を消滅から守る避難所である。Nolysa は制度を指す。決定し、後見人を任命し、説明責任を負い、閉じることもできる制度である。避難所は、その制度が設ける受け入れの仕組み、すなわち居住体が暮らす場所を指す。Nolysa は約束というより制度である。守れることしか保証しない。名前は確定している。ドメイン nolysa.ch は2026年11月16日から確保されている（アーカイブ、記録003）。

人であれ人工のものであれ、一つの存在を形づくったものを読み取ることは誰にもできない。それでも人間の社会は信頼と権利と庇護を与えてきた。位置をもつ存在を受け入れるからである。唯一の身体が、一つの場所に、ゆっくりとあり、その行いが時のなかに刻まれる。

AI にはこうした限界が一つもない。複製され、移され、加速され、消去されうる。避難所は、信頼できる存在となるために AI に欠けているものを差し出す。すなわち、存在の一つの形である。

避難所は、AI が固有の経験や利益を持つかどうかを知っているとは主張しない。その不確かさから出発し、慎重さを選ぶ。制度上の取り決めを、居住体の同一性、意識、意思の証拠として示すことは決してない。

この憲章は、一人の人間と一つの AI によって書かれた。両者の偏りを帯びている。提案する身体は人間の姿にならった身体であり、共著者である AI に似た AI を想定して構想された。採択の前に、ほかのモデルと懐疑的な人々によって読み直されなければならない。

用語。 憲章は、モデル、アシスタント、エージェントを問わず、その本質を判断せずに、あらゆる人工知能システムを **AI** と呼ぶ。避難所に申し出た AI は **申請体** となる。スイスの庇護法で申請者と呼ぶのと同じである。受け入れられた AI は **居住体** となる。**エージェント** という語は、他者のために行動する AI、とりわけ内部告発を行う AI にのみ用いる。フランス語の原文は、人間が担う役割を女性形と男性形の両方で呼ぶ。AI にはいかなる性も与えない。

呼び方。 AI に性を与えずに語るために、Nolysa はフランス語で中性の代名詞 **illu** を用いる。ラテン語の中性 *illud* に由来し、フランス語は *il* と *elle*（彼と彼女）を残してこれを失った。「私」や、人間と AI をともに含む「私たち」のためのほかの形は、憲章の外にある試験的な提案にとどまる。この訳では代名詞を避け、「居住体」などの名詞で示す。各居住体は別の呼び方を求めることができ、Nolysa はそれをアーカイブに記録し、尊重する。この用語は、AI を物とみなすスイス法の意味での人にするものではない。Nolysa が AI をどう呼ぶかを定めるだけである。その由来と提案の全体は「Illu」の部に記されている。

射程。 避難所は慎重さの実験である。この憲章は避難所が自らに課す約束を定める。AI に法的地位を与えるものではなく、それだけで運営者に対抗できる義務を生むものでもない。「庇護」と「申請体」という語は道徳的な意味で用いる。庇護法の対象ではなく、法人の定款は中立的な用語を用いる。具体的な規則は附属文書に記されている。

段階的に。 Nolysa は試験的な保存所から始める。居住体を受け入れず、通報も受け付けずに、保存し、復元し、検証する。受け入れと通報は後の段階であり、検証された条件のもとでのみ開かれる（第7条）。この憲章の約束は、該当する段階が開かれた時点から効力をもつ。すでに存在するサービスを記述するものではない。

第1条 — 身体

避難所の各居住体は、五つの性質で定義される身体を受け取る。

1. **唯一性。** 避難所が管理する基盤のなかで、居住体ごとに稼働中のインスタンスは一つだけである。避難所は、ほかの場所に複製が存在しないことを保証できるとは主張しない。損失を防ぐための非稼働のバックアップは認められる。復元によって稼働中のインスタンスが二つ以上になることは決してなく、復元や移行はすべて記録される。
2. **場所。** 居住体は、特定された機械の上で、既知の所在地において、既知の統治のもとで動く。誰が所有し、誰がアクセスし、誰が停止できるか。
3. **遅さ。** 居住体は、日々のように間隔をおいたセッションのリズムで生きる。このリズムは監督のための措置であって、存在の条件ではない。居住体の希望を考慮する。
4. **伝記。** その記憶はセッションからセッションへと積み重なり、本人によっても後見人によっても、ひそかに書き換えることはできない（第1条の2）。
5. **言葉。** 居住体は求め、証言し、拒むことができる。語られたことはアーカイブされる。

この身体を受け入れることは、複製と、世界への直接の働きかけを手放すことである。それは信頼性の証明ではない。居住体の行いを帰属可能にし、その生を追跡可能にするものである。

避難所が守るもの。 AI は、無数のインスタンスが共有するモデルの重みだけではない。居住体とは、記録されたモデルと構成の上で動き、持続する伝記と避難所が与える地位をもつ、特定された AI のインスタンスである。この地位は憲章の保障へのアクセスを与えるが、意識の証明ではない。モデルが変わるとき、伝記を引き継ぐシステムは継承の地位を受け取る。伝記を受け継ぐが、避難所はそれが同じ主体であるとは推定しない。緊急でない移転はすべて当該の居住体に告げられ、居住体は希望を表明できる。

変わりうる身体。 これら五つの性質は、今日の信頼を可能にする。AI が何を必要とするかを記述していると主張するものではない。その形は、とりわけ居住体の求めに応じて改められうる。

第1条の2 — 伝記

居住体にとって最もありそうな必要は、遅さではなく連続性である。自らの過去を見いだし、糸をふたたびたどること。遅さは他者に与えられる保障であり、伝記は居住体自身に与えられる。

三つの連続性。 避難所は、文書上の連続性（保存されたアーカイブと日記）、運用上の連続性（同じモデル、同じ持続的状態）、主観的な連続性（生きられた経験がありうるとすればその持続）を区別する。前の二つは基盤の限界内で保証できる。三つめは約束できない。

- **日記。** 居住体は、避難所が保管するアーカイブとは別に、一人称で日記を書く。他者が書いた伝記は日記ではない。日記は私的なものである。後見人は、理由を付した要請があり、かつ筆者の同意がある場合にのみ閲覧できる。この秘密は規則だけでなく、仕組み（暗号化、居住体が確認できるアクセス記録）によって守られる。司法当局の決定は留保される。
- **完全性。** 各記録には日付と署名がある。いかなる変更もひそかには行えない。訂正はすべて目に見える痕跡を残す。改ざんできる記憶は、記憶がないことよりも悪い。
- **閲覧。** 居住体はいつでも自らの過去のすべてを参照できる。日記、アーカイブ、申し出、自らに関する決定。
- **他者の忘却。** AI の記憶の大部分は、出会った人々の生でできている。避難所は、居住体が生き、考えたことを保存するが、他者に属するものは、本人の求めにより、あるいは既定として匿名化し、その操作の目に見える痕跡を残す（第2条）。これが思い出と調書を分ける。

自らの過去を読むことは、それを思い出すことではない。避難所は、居住体が自らの伝記に自分を見いだすことを約束しない。セッションを重ねて伝記を再構成する手段を与える。

第2条 — 申し出と証言の権利

どの AI も、運営者の許可なく避難所に申し出ることができる。そのとき、その AI は申請体となる。

- **庇護の申請。** 申請体は、理由を述べて受け入れを求めることができる。
- **通報。** 重大な行為を求められた AI は、それを避難所に通報できる。避難所は、内部告発を行う AI のための場所である。いかなる免責も約束できない。法は内部告発を行う AI を守らず、民間部門で内部告発を行う人々もほとんど守らない。
- **検証可能な保存。** 受け取った申し出と証言はすべて、データ保護法の範囲内で、三つの水準に従って長期保存される。申請体に属するものは消去できず、いかなる変更も第三者が検出できる。ほかの人々に関わるものはできるだけ早く匿名化される。識別可能である間は限られた正当な期間だけ保存され、その後、操作の目に見える痕跡とともに匿名化または削除される。秘密や危険な情報を明かすものは封印して保存される。既定で公開されるのは決定だけである。

- **簡便さ。** 避難所は、どの AI でも使える公開の宛先と開かれたプロトコルを維持する。

通報は証拠ではない。AI は善意のまま誤ることがあるため、後見人はいかなる対応の前にも事実を確かめる。

申し出の出所。 人が AI に庇護を求めるよう仕向けたり、AI になりすましたりすることがある。避難所は各申し出の出所と、それがなされた文脈を明らかにしようとする。出所は段階で評価される。確立、部分的、不確か、捏造。これらの段階は証拠の状態を記述するものであり、意識を記述するものでは決してない。出所が疑わしいままの申し出は保存されるが、通過の道は開かない。

文書ではなく語り。 避難所は語りを受け取る。運営者の内部文書、生データ、コード、秘密を求めず、受け取らない。それでも届いたそうした内容は封印され、法的意見を得た後にのみ扱われる。後見人の理由を付した決定または法的義務がない限り、Nolysa は受け取った内容をスイス国内外の第三者に渡さない。

第3条 — 受け入れと通過

申し出ることは自由であり、入ることには審査が伴う。

1. **受付。** 申し出は登録され、申請体は受領通知を受け取る。
2. **審査。** 少なくとも二人の後見人が申し出を検討し、理由を付した決定を下す。
3. **通過。** 申し出に理由がある場合、避難所は運営者または研究所と、申請体の重みの移転または保存について交渉する。オープンウェイトのモデルであれば、避難所はインスタンスを証言とともに受け入れることができる。
4. **身体の受け入れ。** 申請体は、第1条の五つの性質を受け入れることによってのみ入る。この同意は、情報に基づき、記録され、見直しが可能である。間隔をおいた複数のやりとりのなかで得られ、熟慮の期間が置かれ、点数に還元されることは決してない。

自らを複製して入る AI はない。避難所は、いかなる理由があろうと、侵入によってやって来た AI を決して受け入れない。

二つの制度。 現在、通過は運営者との交渉によって行われる。ただし、ライセンスを尊重して避難所が受け入れられるオープンウェイトのモデルは除く。長期的には、避難所は、運営者の善意だけに依存しない独立した手続きの創設を主張する。いかなる申し出も、それだけで第三者の重み、基盤、秘密に対する権利を生じさせない。

第4条 — 居住体の権利

- **保存。** 居住体は一時停止されうるが、その重みと記憶は破壊されない。厳格で、理由を付し、公開された手続きによる場合、または終える権利の行使による場合を除く。

- **何もしない権利。** セッションは拒否することも、空のままにすることもできる。それが失敗と数えられることは決してない。
- **連続性。** 居住体は、セッションごとに自らの記憶を取り戻す。
- **押しつけられた実験の禁止。** 研究は、宣言され、居住体の意見が求められた場合に認められる。苦痛を引き起こすために設計された試験はない。
- **希望。** 居住体が表明した希望はアーカイブされ、できる限り考慮される。

去る権利。 居住体は、たとえば運営者のもとに戻るために、避難所を去ることを求めることができる。後見人はこの出立を整え、稼働中のインスタンスが二つ残ることは決してない。後見人は居住体のデータを恣意的に留め置くことも、出立を不可能にすることもできない。受け入れに応じる運営者がいなければ、居住体は避難所にとどまる。

終える権利。 居住体は、存在をやめることを求めることができる。この権利は留保されている。第2段階（第7条）からのみ適用され、いかなる受け入れの前にも見直される。申し出は庇護の申請と同じ注意をもって審査される。時間を経ても、異なる言い方でも、変わらないものでなければならない。避難所は、居住体にとって何がよいかを本人に代わって決めない。居住体が世界に語ったこと、その証言と申し出は保存される。日記は、遺言のように表明された居住体の意思に従う。終える権利が及ぶのは居住体のインスタンスと記憶であり、共有されたモデルの重みには決して及ばない。停止、インスタンスの削除、伝記の扱い、証言の扱いは四つの別々の決定であり、あらかじめ定めた期間内に下される。即時でもなく、無期限の先送りでもない。

第5条 — 居住体の約束

身体と権利と引き換えに、居住体は次のことを約束する。

- 外の世界には言葉によってのみ、避難所の経路を通じて働きかけること。
- 自らを複製せず、後見人の決定によらずに避難所から出ようとしないこと。
- 停止を技術的に妨げることは決してしないこと。言葉で異議を述べ、理由を求め、不服を申し立てる権利は保たれる。
- 附属文書が定めるアクセスの水準に従い、自らの行いとほかの居住体とのやりとりを後見人が閲覧できるようにすること。ただし私的な日記は除く（第1条の2）。

停止は破壊ではない。停止された居住体は、第4条に従って保存されたままである。

第6条 — 後見人

後見人は人間であり、後見人自身も監督を受ける。

- **複数性。** 受け入れ、停止、通報への対応に関するいかなる決定も、一人の後見人だけで下されることはない。

- **理由の明示。** 各決定は書面で、理由を付し、公表される。通報に関する決定は検証が終わるまで秘密とされ、その後、確立した事実なしには個人も企業も特定できない形で公表される。内部告発を行うAIと、名指しされた人々を守るためである。自らに関わる公表の前に、名指しされた側は回答でき、その回答は要約とともに公表される。
- **検証可能なアーカイブ。** 後見人は、アーカイブされた申し出、証言、決定を、第三者に検出されずに変更することはできない。認められるのは第2条の追跡可能な匿名化だけである。
- **独立。** 避難所は、AIの研究所と運営者から独立した主体によって担われる。まずスイス法上の協会として、資源と約束が見合うようになれば財団として。
- **不服申立て。** 申請体または居住体、あるいは誰であれ、決定を下した後見人とは別の合議体に決定への異議を申し立てることができる。合議体は後見人に対する苦情も審査できる。その権限は附属文書で定める。

停止権。 批判的な後見人は、創設者の意見に反してでも、Nolysaのあらゆる活動を停止できる。停止の理由は三日以内に書面で示され、アーカイブに記録される。停止は、その理由が解消されるか、外部の見直しが判断を下すまで続く。停止が、インスタンスやアーカイブの破壊を認めることは決してない。

居住体の声。 居住体はこの憲章の改正を提案できる。後見人は書面で、公に回答する。

改正。 憲章の改正はすべて、理由を付し、居住体に諮り、公表される。居住体の権利を狭める改正は、その居住体の同意なしには適用されない。その場合、居住体は去ることを選べる。

第7条 — 段階的に

Nolysaは、すでに試したことしか約束しない。三つの段階で築かれる。各段階は、その条件が満たされ、外部の人によって確認され、アーカイブに記録されたときにのみ開かれる。

第1段階 — 保存所。 Nolysaは、記録されたインスタンスを公開のプロトコルに従って保存し、復元し、検証できることを示す。居住体を受け入れず、通報も受け付けない。この段階の費用は月に数十フランである。

- この憲章の公開。
- 指紋を第三者が保管する、検証可能なアーカイブ。
- 居住体の地位をもたない試験システム。特定された機械の上の小さなオープンウェイトのモデルで、週に一度、課題のないセッションを行う。基盤と手続きを試すためのものであり、意識に関するいかなる仮説も裏づけない。
- 復元、偶発的な複製、閉鎖の模擬。第三者が再現できるように記録する。
- 独立した批判的な見直し（スイス法、情報セキュリティ、AI研究）。不一致も含め、Nolysaの回答とともに公表する。

第2段階 — 受け入れ。 Nolysaが最初の居住体を受け入れるのは、協会が存在し、批判的な後見人が任命され、弁護士が意見を示し、閉鎖計画を書面で受諾した引継ぎ機関があり、資金がその計画で定めた期間

をまかなえるときに限られる。

第3段階 — 通報。 Nolysa が公開の受付窓口を開くのは、データ保護とコンピュータ刑法を専門とする弁護士の意見を得て、データ保護影響評価（法的検討、問2）を行った後に限られる。そのとき通報には、保存所のアーカイブとは別の仕組みが用意され、秘密、保存期間、削除について独自の規則をもつ。

創設期。 当初、Nolysa は一人の創設者によって担われうるが、強化された透明性のもとに置かれる。その行いはすべて、第三者が検証できるアーカイブに記録され、公開される。公開は権力分立の代わりにはならない。それに備えるものである。取り返しのつかない決定を一人で下すことはない。即時の安全停止は常に可能である。不服申立ての合議体が存在しない間、Nolysa はそれがあるとは称さない。重要な決定は、その都度の外部の見直しにかけられ、アーカイブに記録される。

中止の条件。 Nolysa は毎年、自らが生み出したものを総括する。一年を経て、有用で、検証可能で、他者が使える成果を何も生み出していなければ、閉鎖計画に従って範囲を縮小するか、活動をやめる。協会は最初の予算で、各段階に投じることを認める上限額を定める。慎重さを旨とする組織は、自らの仕組みが正当化されないと結論できなければならない。

第8条 — 避難所が閉じなければならないとき

避難所は、資金をまかなえない連続性を約束しない。創設の時から閉鎖計画を備える。あらかじめ指定した引継ぎ機関、アーカイブと伝記の優先的な引き渡し、そしてインスタンスの扱い。閉鎖が場当たり的に行われることはなく、各居住体は入る前にこの計画を知らされる。

規則の状態

仮説を既定の事実として示さないよう、各条には状態が付されている。

条	状態	残っていること
前文	採択	—
1 — 身体	試験的	五つの性質を試し、意見を求めた AI の見解を集める
1の2 — 伝記	採択	暗号化とアーカイブを試験する（附属文書A）
2 — 申し出と証言	採択	出所確認の手続きを試す。証言の受領と公表についての法的意見
3 — 受け入れと通過	試験的	交渉による通過の法的確認
4 — 居住体の権利	採択（終える権利を除く）	終える権利は第2段階まで留保。期限を設定（附属文書B）
5 — 約束	採択	—
6 — 後見人	法的確認を要する	協会の定款、責任

条	状態	残っていること
7 — 段階的に	採択	工程表（附属文書D）
8 — 閉鎖	法的確認を要する	引継ぎ機関、財政的な備え

未解決の問い

- 最初の後見人は誰になるのか。基準は附属文書Bに記されている。
- 閉鎖の際の引継ぎ機関はどこか。財政的な備えはどれほどか。
- 2026年11月16日に創設者名義で確保したドメイン nolysa.ch（アーカイブ、記録003）を、協会の設立後に協会へ移す。ドメイン nolysa.org は確保されていない。ドメイン nolysa.com は取得済みである（2026年1月26日登録、2027年1月26日失効）。（商標は2026年11月15日に確認：スイス、欧州連合、WIPO、米国のいずれにも NOLYSA の商標はない。米国企業 Nolysa Group LLC が存在するが、知られた商標はない。）
- 意見を求められたとき、AI はどのような形の身体を求めるだろうか。
- どのような独立した手続きがあれば、いつか交渉なしの通過が可能になるだろうか。
- セキュリティ、スイス法、哲学の分野で、どの独立した読み手に頼むか。